

1. 全体概要

口座一括引落とし処理の特定日*¹までに納付方法が口座振替の特例申告（特例委託特例申告を含む。）を行った場合（「申告等種別が特例委託特例申告で、無符号輸入者の場合」または「納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合」は除く。）は、特例申告の都度の口座引落としは行わずに税額の蓄積を行い、納期限日の朝にシステムで金融機関へ引落とし要求を行う。

なお特定日の翌日以降に納付方法が口座振替の特例申告を行った場合、申告等種別が特例委託特例申告で、無符号輸入者の場合、または納付方法識別に一括納付対象外のコードが登録されている場合は、申告の都度、金融機関へ引落とし要求を行う。

（＊１）輸入（引取）許可日の翌月２０日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月７日。

2. 特例申告口座一括引落とし登録処理

（１）処理タイミング

特定日までに行われた特例申告時

（２）処理内容

輸入者＋特例申告先税関官署＋通関業者＋納期限＋税科目＋口座番号毎に納付すべき税額を口座一括振替用DBに蓄積する。

（３）出力情報

なし。

なお蓄積された情報の明細は、特定日以降に管理資料「一括納付用明細書情報」または「一括納付用明細データ」として申告者に提供する。

3. 特例申告口座一括引落とし処理

（１）処理タイミング

特例申告期限日の朝

（２）処理内容

①引落とし情報の蓄積単位毎に、納付番号を払い出す。

②資金DBに登録されている納付額をMPN納付DBに登録する。

③口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

（３）出力情報

なし。

4. 特記事項

（１）金融機関での引落とし結果の受信を契機に、引落とし後処理が自動起動される。